

行方市社会福祉協議会障害者相談支援事業所運営規程
(特定相談支援事業・障害児相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人行方市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する指定障害者相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 3 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 前3項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称は「行方市社会福祉協議会障害者相談支援事業所」と称し、所在地は茨城県行方市玉造甲478番地1とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(3) 事務職員 1名(常勤兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画」という。)の作成及び評価
 - (4) 訪問による継続的なモニタリング
 - (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (1)から(4)に附帯するその他必要な支援、相談、助言等。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画作成対象障害者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

- 2 計画作成対象者対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援を行う場合はそれに要した交通費の支払いを計画作成対象障害者等から受けることができる。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、1Kmにつき30円を徴収するものとする。
- 4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。
- 5 第2項及び第3項の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第2号に掲げる額若しくは児童福祉法第21条の5の3第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、当該事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、行方市の全域とする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施
- (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る
- (6) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(苦情解決)

第11条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した指定相談支援、または、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に処理します。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 事業者は、指定相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者等に対する指定相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約

の内容とする。

- 4 事業所は他の特定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等、その他の関係機関にたいして、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 7 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 9 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人方市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。